



令和3年10月5日

【照会先】

神奈川労働局 職業安定部 職業安定課

課長 戸塚 岳

職業安定監察官 木村 芳枝

(電話) 045(650)2800

報道関係者各位

## 「鶴見大学・鶴見大学短期大学部と 川崎公共職業安定所が 就職支援協定を締結しました」

鶴見大学・鶴見大学短期大学部(学長:中根 正賢)と川崎公共職業安定所(所長:渡辺雅治)は、就職を希望する学生等の就職支援に関する協定を締結しました。

鶴見大学・鶴見大学短期大学部と川崎公共職業安定所は従来より協力関係にありましたが、本協定の締結により、両者の持つ情報や支援策を有機的に連携させることで、それぞれの強みを発揮し、学生が可能な限り希望する就職を実現できるよう、継続的かつ実務的な就職支援を実施します。

### 【就職支援協定大学】

令和3年9月10日締結

○大 学 名 鶴見大学・鶴見大学短期大学部

○所 在 地 横浜市鶴見区鶴見2-1-3

○協定の概要

別紙「鶴見大学・鶴見大学短期大学部と川崎公共職業安定所との就職支援協定書」のとおり

## 鶴見大学・鶴見大学短期大学部と川崎公共職業安定所との

### 就職支援協定書

鶴見大学・鶴見大学短期大学部（以下「甲」という。）と川崎公共職業安定所（以下「乙」という。）は、甲に在籍する、就職活動に当たり困難な課題を抱える者をはじめとする、就職を希望する学生等の就職支援に当たり、相互に連携・協力して取り組むことについて、以下のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、甲の持つ情報や支援策と乙の支援策を有機的に連携させることで、就職活動に当たり困難な課題を抱える学生等であっても可能な限り希望する就職が実現できるよう、甲と乙で継続的かつ実務的な連携体制を構築することを目的とする。

#### （事業内容等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法を事業計画として定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、甲と乙で必要に応じて実施するものとする。

#### （連携事項）

第3条 甲と乙は第1条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力する。

(1) 甲に在籍する学生等（卒業後就職活動を継続する者も含む。）のうち、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する就職活動に当たり困難な課題を抱える学生等（卒業後就職活動を継続する者も含む。）への就職支援に関すること

(ア) 求人事業所に応募しても面接の不調等により不採用が連続している者であって、その原因がコミュニケーション能力の不足や対人関係が適切に構築できないことであると見込まれる者

(イ) コミュニケーション能力の不足又は対人関係の構築について課題があると感じていることが把握された者のうち、発達障害の診断は受けていないがその特性がうかがわれる者

(ウ) 医療機関等から「発達障害」との診断を受けたことのある者

(エ) その他甲から支援の依頼があった者

(2) その他第1条の目的を達成するために両者が必要と認める事項

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解約)

第5条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知りえた情報について、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし相手方の承認を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項が生じたときは、両者が誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

本協定は、締結する日から実施する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月10日

鶴見大学・鶴見大学短期大学部学生支援事務部長

守田真道

厚生労働省神奈川労働局川崎公共職業安定所長

渡辺雅治

令和3年度 鶴見大学・鶴見大学短期大学部と川崎公共職業安定所の  
就職支援協定による事業計画書

鶴見大学・鶴見大学短期大学部と川崎公共職業安定所は、両者が令和3年9月10日付で締結した「就職支援協定」の第2条に基づき、令和3年度の事業計画を以下のとおり策定する。

1 本事業における支援体制

両機関における本事業の事業責任者及び構成員、特別支援チームの構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 鶴見大学・鶴見大学短期大学部学生支援事務部キャリア支援課

- ① 事業責任者  
学生支援事務部長
- ② 構成員  
学生支援事務部キャリア支援課職員

(2) 川崎公共職業安定所専門援助部門

- ① 事業責任者  
専門援助部門統括職業指導官（主任就職促進指導官）
- ② 特別支援チーム  
専門援助部門（川崎新卒応援ハローワーク）就職促進指導官  
就職支援ナビゲーター

2 支援対象者

「就職支援協定」第3条に基づくこととする

3 支援内容

川崎公共職業安定所が設定する特別支援チームにおいて、個別支援計画を策定し、支援対象者の就職を実現するとともに、職場定着を支援する。

4 両機関の役割分担・連携方法

(1) 鶴見大学・鶴見大学短期大学部

- ① 学生への本事業の周知及び候補者の選定
- ② 両機関での情報共有（個人情報を含む）について  
本人への同意に関すること
- ③ 連絡会議への出席

(2) 川崎公共職業安定所

- ① 特別支援チームの設置・運営
- ② 各種支援メニューによる支援の実施
- ③ 必要に応じて鶴見大学への出張相談
- ④ 連絡会議への出席